# 第8章 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

第1節 環境情報の収集・管理・提供

# 第1 環境情報の収集・管理・提供の状況

# 1 ホームページ「環境いばらき」による情報提供

県ホームページ「環境いばらき」に新たに節電対策のページを追加するなど、環境関連の情報提供の一層の充実を図った。

また、環境学習メールマガジンを毎月発行し、 県民に対して、県の施策や県内の環境イベント 等に関する情報提供を行った。

・メールマガジン購読者数 523 人(24 年 3 月末)

# 2 環境学習資料の提供

環境に関するビデオ、図書やパネルの貸出し を行った。

・貸出件数20件

# 3 霞ケ浦環境科学センターの情報収集・発信

#### (1) センターホームページ

霞ヶ浦をはじめ涸沼,牛久沼など県内の湖沼・河川の水質情報のほか,大気・化学物質等の調査・研究情報,センター主催のイベント情報を提供した。また県内の環境市民団体等の活動の紹介とイベント情報の掲示を行った。さらに携帯サイト,メールマガジン(月1回)によりセンターの情報と県内の環境市民団体のイベント情報を配信した。

## (2)環境フォーラムの開催

環境フォーラムを開催し、参加者との意見交換などを行った。

#### (3) 資料の収集及び提供

環境関連施設や環境保全市民団体の発行紙の 収集・情報提供を行った。また、文献資料室に は環境関係図書を所蔵し貸出しも行っている (貸出可能図書約7,000冊)。

#### (4)展示交流広場

センター1階に展示交流広場を設置し,環境保全団体や企業に環境保全活動の情報を発信する場を提供した。

#### (5) センターサポーター

サポーター登録者に環境イベントの情報を中心に定期的に情報発信した。

# 第2 今後の取り組み

ホームページ「環境いばらき」において,環境学習をはじめ様々な環境情報を県民にとってわかりやすく,迅速に提供する。また,霞ケ浦環境科学センターにおいて,水環境や大気環境

等についての研究成果など様々な情報の収集・整理・発信をインターネットを活用して積極的 に進め、市民・企業・研究者・行政を結ぶ霞ケ 浦情報ネットワークの充実を図る。

# 第2節 調査研究・技術開発の推進、監視・観測の充実

# 第1 調査研究、監視、観測の充実

#### 1 霞ケ浦環境科学センターにおける調査研究

## (1) 水環境調査研究事業

霞ヶ浦など湖沼の水環境に関する研究を行ったほか、客員研究員を委嘱し、研究体制の充実 を図った。

## (主な研究テーマ)

・霞ヶ浦における植物プランクトンの群集構 造に影響する環境因子の解明に関する研究

- ・霞ヶ浦の有機物の挙動の解明に関する研究
- ・脱窒現象の解明及び窒素除去に関する研究
- ・北浦におけるリンの低減化に関する研究
- ・直接流入負荷削減に関する調査研究
- ・湖内水質等のモニタリング
- ・涸沼・牛久沼の水質保全に関する調査研究

#### (2) 大気環境研究事業

微小粒子状物質 (PM2.5) や酸性雨に関する 調査研究,フロン類の大気中濃度調査,ベンゼン等有害大気汚染物質調査などを行うほか,百 里飛行場周辺の騒音実態調査や石綿の環境実態 調査を実施した。

#### (3) 化学物質研究事業

環境ホルモンや要監視項目などの化学物質の 実態調査のほか、水質事案などの原因究明調査 を行った。

#### 2 大気環境の監視対策

#### (1) 大気環境監視体制の整備

「大気汚染防止法」に基づき県下の大気汚染状況を把握するため、県は、大気環境常時監視測定局を設置し、大気環境の常時監視を行っている。23年度末現在で、一般環境大気測定局37局、自動車排出ガス測定局4局を設置している。

#### (2) 連絡通報体制の整備

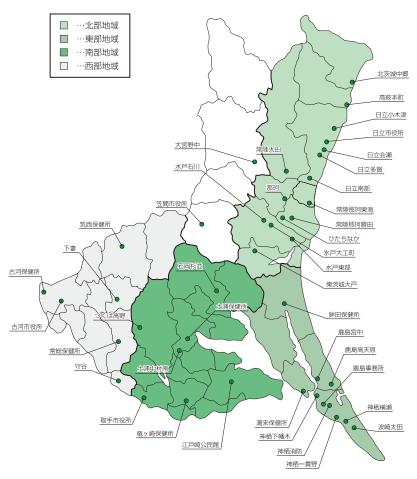
緊急時における連絡通報体制として、光化学オキシダント(光化学スモッグ)の緊急時協力工場等及び緊急時対策地域の市町村等の関係機関についてインターネットFAXを利用し、発令情報の伝達と対応の迅速化を図っている。

#### (3) 定期監視及び随時監視測定

地域の大気環境保全に資するため,常時監視 以外にも大気環境の測定を定期的に行っている。

測定局での常時監視以外に23年度は,有害大気汚染物質について8地点,酸性雨長期実態について1地点,環境大気中のフロンについて5地点で調査を行った。

なお、浮遊粒子状物質については、関東地方 知事会環境対策推進本部が行う1都9県7市に よる共同調査に参画し、広域的な汚染状態の把 握に努めている。



図表 8-2-1 観測局一覧及び光化学スモッグ予報地域区分

## 3 水質の監視対策

県では、「水質汚濁防止法」の規定に基づき、 毎年度公共用水域及び地下水について「水質測 定計画」を作成し、水質の監視測定を行ってい る。

#### (1) 公共用水域

23 年度は、県、国土交通省、水戸市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市がそれぞれ 所管する水域を対象として合わせて河川 138 地 点、湖沼 25 地点、海域 30 地点の計 193 地点に おいて水質測定を実施した。

図表 8-2-2 公共用水域水質測定計画の概要 (23 年度)

水 域 区 分	測定機関	水 域 数	測定地点数(環境基準点)
河 川	茨城県, 国土交通省, 水戸市, 笠間市, つくば市, ひたちなか市, 筑西市	97	138 ( 93)
湖 沼	茨城県,国土交通省	5	25 ( 12)
海域	茨城県	22	30 ( 22)
	合 計	124	193 (127)

#### (2) 地下水

23年度は、県、国土交通省、水戸市、笠間市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市がそれぞれ所管する地点に合わせて39市町村・85地点(井戸)で井戸水の水質測定を実施した。

#### (3) 霞ヶ浦湖内及び流入河川の水質

霞ヶ浦湖内及び流入河川の水質については,

湖内21 地点,流入河川39 地点(31 河川)において定期的に水質測定を実施した。

湖内の測定については、国土交通省と県が測定地点を分担して実施し、測定項目は、全地点でpH, BOD, COD, 窒素、りん等の生活環境項目を、主要地点では健康項目についても測定した。

#### 第2 今後の取り組み

#### 1 霞ケ浦環境科学センターにおける調査研究

霞ヶ浦の水質汚濁機構の解明と水質保全対策 の提言を目標として,藻類の動態の研究,有機 物の研究,りんの低減化の研究など課題解決型 の調査研究に取り組む。

#### 2 環境監視体制の整備

大気汚染物質の常時監視を継続して実施する とともに、老朽化した測定機器の更新を行うな ど大気環境監視体制の充実強化を図る。

また,21年9月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)の測定機を順次整備し,常時監視体制の整備に努める。

#### 3 公共用水域の水質の監視

河川、湖沼、海域などの公共用水域における水質の汚濁状況及び水質環境基準の維持達成状況を把握するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、カドミウム、トリクロロエチレンなどの健康項目、BOD、CODなどの生活環境項目等について水質の監視測定を行う。

#### 4 地下水の水質の監視

地下水質の汚濁状況及び地下水の水質汚濁に 係る環境基準の維持達成状況を把握するため、 地下水の水質測定計画に基づき、民家の生活用 井戸を対象として、ひ素、トリクロロエチレン、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの環境基準項 目について地下水質の監視測定を行う。

#### 環境アセスメントの推進 第3節

# 環境アセスメントの推進

23 年度は、水戸市新ごみ処理施設整備事業に係 る環境影響評価方法書について, 事業者の公告, 縦覧後、審査会の審査を経て、知事意見を述べた。

#### 1 対象事業の概要

(1) 事業者:水戸市

(2) 名 称:水戸市新ごみ処理施設整備事業

(3) 場 所:茨城県水戸市下入野町

(4) 規模:処理能力約370トン/日

(5) 種 類:焼却施設及びリサイクルプラザ

# 2 手続の経過

(1) 公告年月日:23年7月25日

(2) 縦 覧 期 間:23年7月25日~8月24日

(3) 審 査 会:23年9月5日,23年10月28日,

23年12月6日

(4) 知事意見:23年12月13日

# 第2 今後の取り組み

「環境影響評価法」及び「環境影響評価条例」 の適正な運用により、事業の実施に伴う環境影 響の低減を図り、県域における良好な環境の保 全に努める。

また,「港湾法」や「公有水面埋立法」など の個別法に基づく指導, 助言を行い, 事業に係 る環境の保全について適切な配慮がなされるよ うに努める。

#### 総合的な環境保全対策の推進 第4節

#### 総合的な環境保全対策の推進に関する施策 第1

都市・生活型の環境問題に適切に対応してい くため、環境関係法令や17年に改正した「生 活環境の保全等に関する条例」に基づき,公害 防止対策や騒音,振動及び悪臭防止対策,大気 保全対策,河川・湖沼などの公共用水及び地下 水などの水質保全対策, ダイオキシン類等化学 物質対策を推進している。

# (1) 条例の特徴

# ア 新たな課題への対応

#### (ア)都市・生活型公害への対応

県民のライフスタイルの転換による環境への 負荷の低減のため、生活排水と自動車排出ガス の対策について規定している。

(イ)化学物質,土壌・地下水汚染への対応 化学物質の使用等に伴う環境汚染を防止する ため, 化学物質の適正管理と土壌・地下水の汚

#### イ 取り組みの強化

# (ア) 工場・事業場の排水対策の強化

一定床面積以上の飲食店等を規制対象施設に 追加、排水基準の適用を受けない小規模事業所 の排水対策について規定している。

#### (イ) 危機管理対策の強化

大気汚染や水質汚濁に係る事故時・緊急時の 措置を新たに規定している。

# (ウ) 豚舎, 鶏舎等の悪臭防止の強化

農業振興地域の適用除外規定を廃止, 鶏舎に 係る規制を強化している。

#### (エ)関係法令等との整合

廃棄物処理法との整合から、量の如何を問わ ず, ゴム, 廃油等の屋外燃焼行為を禁止している。



染防止について規定している。

# 2 経済的支援措置

県では、中小企業者が環境保全及び地球温暖 化対策に資する事業に必要な資金について、ま た霞ヶ浦、涸沼及び牛久沼流域の個人世帯が高 度処理型浄化槽の設置や下水道への接続工事等 に必要な資金について融資のあっ旋を実施して いる。 また、対策がより必要な部門について事業者 及び個人の取組みの促進を図るため利子補給制 度を設けている。

図表 8-4-1 環境保全施設資金融資制度

中 小 企 業 者 対 象			
対 象 者	県内に工場等を有し,原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者		
融資対象事業	○環境保全施設 【大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設,産業廃棄物の適正処理施設,化学物資の適正管理施設の設置や改善】 ○低公害車の導入 【ハイブリッド・電気・天然ガス・メタノール自動車】 ○地球温暖化対策 【省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置や改善】		
融資限度額	環境保全施設 (1) 融資対象となる事業費の 80%以内 低公害車の購入 (2) 一つの貸付事業につき 2,500 万円を限度 但し, ダイオキシン類対策等, 知事が必要と認めた場合は 5,000 万円		
	地球温暖化対策 (1) 融資対象となる事業費の 80%以内 (2) 一つの貸付事業につき 500 万円を限度 但し、再生可能エネルギー施設設置等、知事が必要と認めた場合は 1,500 万円		
融資利率	県商工労働部政策誘導資金貸付利率と同率 ( 融資期間 利率 (カッコ内は保証付きの場合) 5年超~7年以内 2.6 (2.1) % 3年超~5年以内 2.5 (2.0) % 3年以内 2.4 (1.9) %		
償 還 方 法	元金均等償還(1年以内の据置可)		
利 子 補 給	<ul> <li>○汚水処理施設(排水規制の通用を受けない事業者(小規模事業者)が設置する場合に限る) 高度処理(窒素又はりん除去)施設 : 全額利子補給 高度処理以外の汚水処理施設 : 全額利子補給(霞ヶ浦流域) : 0.9% (霞ヶ浦流域以外)</li> <li>○家畜排せつ物の負荷削減対策施設 : 全額利子補給(霞ヶ浦流域)</li> <li>○ダイオキシン類対策施設 : 0.6%</li> <li>○省エネルギー施設・再生可能エネルギー施設:全額利子補給(省エネルギー対策実施計画書を提出 済のエコ事業所登録事業者)</li> <li>: 0.9% (上記以外のエコ事業所登録事業者)</li> </ul>		

個人対象		
対 象 者	霞ヶ浦,涸沼,牛久沼流域に居住する個人世帯	
融資対象事業 ○高度処理型浄化槽(窒素やりんの除去)の設置に係る費用 ○公共下水道または農業集落排水処理施設への接続工事に係る費用		
融 資 限 度 額 (1)設置や接続工事に係る費用全額 (2)補助金額は除くものとし, 200万円を限度		
融 資 利 率 県が全額利子補給しますので、利用者の実質金利は0%		
融 資 期 間 5年以内		
償 還 方 法 元金均等償還(6ヶ月以内の据置可)		

# 3 公害防止対策の推進

#### (1) 事業者の公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等からなる公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされている。

公害防止組織は、公害防止対策の責任者である「公害防止統括者」、公害防止対策の技術的 事項を管理する「公害防止管理者」及び一定規 模以上の特定工場における「公害防止主任管理 者」から構成されている。

24年3月現在,公害防止管理者等が選任されている工場は522社である。未選任の工場に対しては,立入検査等で選任を指導している。

#### (2) 公害防止計画の推進

公害防止計画は,「環境基本法」に基づき,現 に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速 な集中等により公害が著しくなるおそれがある 地域について,公害の防止に関する諸施策を総 合的かつ計画的に講じることによって公害の防 止を図ることを目的として知事が作成するもの であり,本県では鹿島地域について作成してい る。

鹿島地域については、鹿島港を中核とした大規模な臨海工業団地に、鉄鋼、電力、石油化学等の基幹産業が立地しているため、鹿嶋市、神栖市を対象として昭和47年度から9度にわたり公害防止計画を作成し、これに基づき大気汚染防止対策等の諸々の公害防止対策を推進している。

#### (参考)

「第9次鹿島地域公害防止計画」の概要 (23~32年度)

- 1 主要課題
  - (1) 鹿島コンビナート周辺における大気汚染対策
  - (2) 北浦,常陸利根川及び鹿島灘海域の水 質汚濁対策
- 2 主な施策

下水道・浄化槽の整備,工場・事業場に 対する排水指導及びばい煙の排出抑制指導, 大気汚染原因物質の実態把握

# (3) 公害防止協定の運用

公害防止協定は、現行の環境関係法令による 規制だけでは、公害の未然防止を十分に図るこ とができない地域について、行政と企業双方が 合意した取り決めのもとで、積極的に公害防止 を図ろうとするものである。

本来,協定の締結による地域の環境保全は, 地元市町村が主体的に行うものであるが,大規 模な工業団地や企業の集積度が高い地域等については,県が協定事業者となって地域の環境保 全に関与することとしており,鹿島地域,筑波 地域(北部・西部工業団地)及びひたちなか地域(東京電力(株)常陸那珂火力発電所)の3 地域がこれに該当する。

これらの地域では、協定締結企業や新規に立 地する企業に対し、協定内容の遵守等について 指導を行っている。

#### 4 その他の環境保全対策

#### (1) 公害苦情処理

#### ア 公害苦情の処理体制

公害に関する苦情は、地域住民に密接に関わる問題であり、これを適切に処理することは苦情申立者はもとより、住民の健康と良好な生活環境を確保するうえで極めて重要なことである。このため、「公害紛争処理法」の規定に基づき公害苦情相談員を設置するなど、公害苦情処理体制を整備し、公害苦情の迅速かつ適切な処理に努めている。

24年3月末現在,公害苦情相談員は,県では35人が,市町村では22人が設置されている。

なお、公害苦情相談員のほかにも、県で9人、 市町村で235人の職員が苦情の処理に当たって いる。

#### イ 公害苦情の受理状況

23年度の公害苦情種類別新規受理件数は3,716件(県28件,市町村3,688件)である。

苦情内容を種類別にみると,典型7公害については大気汚染に関するものが最も多く,次い

で悪臭,騒音に関するものとなっており,典型7公害の苦情の約89%を占めている。典型7公害以外については不法投棄などが多く苦情全体の約59%を占めている。

図表 8-4-2 公害苦情種類別受理件数の推移

種类	年度	19年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
典	型7公害	件 (%) 1,666(48.2)	件 (%) 1,672(45.2)	件 (%) 1,606(45.1)	件 (%) 1,442(42.6)	件 (%) 1,513(40.7)
	大気汚染	733(21.2)	713(19.3)	634(17.8)	647(19.1)	669(18.0)
	水質汚濁	183( 5.3)	176( 4.8)	190( 5.3)	167( 4.9)	140( 3.8)
	土壌汚染	16( 0.5)	16( 0.4)	12( 0.3)	5( 0.1)	8( 0.2)
	騒 音	302(8.7)	334( 9.0)	292( 8.2)	278( 8.2)	313( 8.4)
	振動	14( 0.4)	16( 0.4)	18( 0.5)	14( 0.4)	23( 0.6)
	地盤沈下	0( 0.0)	1( 0.0)	2( 0.1)	0( 0.0)	0( 0.0)
	悪臭	418(12.1)	416(11.3)	458(12.9)	331( 9.8)	360(9.7)
典型	型7公害以外	1,788(51.8)	2,025(54.8)	1,955(54.9)	1,942(57.4)	2,203(59.3)
	計	3,454(100)	3,697(100)	3,561 (100)	3,384(100)	3,716(100)

#### (2) 公害紛争処理

公害に関する民事紛争の迅速かつ適正な解決 を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行 政機関で処理する紛争処理制度が設けられてい る。

紛争処理機関としては,国に公害等調整委員会,県に公害審査会が設置されており,公害等調整委員会は重大事件,広域処理事件等の紛争

のあっせん,調停,仲裁及び裁定を行い,公害 審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争の あっせん,調停,仲裁を行っている。

「茨城県公害審査会」は現在,10名の委員で構成されており,昭和45年の設置以来24年3月末現在までに8件の調停事件の処理に当たっている。

# 第2 今後の取り組み

#### 1 生活環境の保全等のための施策の推進

「生活環境の保全等に関する条例」に基づき, 都市・生活型公害などの新たな環境問題に対応 するための施策を推進するとともに,現行規制 の適切な運用を図る。

#### 2 経済的支援措置の推進

中小企業における環境保全及び省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置・改善や, 霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域の個人世帯が高度処 理型浄化槽の設置等を促進するため,融資あっ 旋や利子補給事業を実施し,事業者等の経済的 負担の軽減を図る。

#### 3 公害防止対策の推進

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき,対象工場に対し,公害防止管理者等の選任及び届出等の指導を行う。

鹿島地域では、環境質の一部で改善されていないものがあるため、公害防止計画に基づき、総合的な公害防止施策の推進を図る。

また,公害防止協定の適切な運用を図り,環境汚染の未然防止及び生活環境の保全に努める。

さらに,県民からの公害苦情を処理するため, 公害苦情相談員制度により迅速かつ適切な苦情 処理に努める。

# ◇ 森林湖沼環境税活用事業の実施状況について

森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川には 広く県民の皆様が恩恵を受けているさまざまな 働き(公益的機能)がある。

しかし、県内では管理放棄され荒廃した森林が増加しているため、水源かん養機能や山地災害防止機能、二酸化炭素吸収源として地球温暖化を防止する機能などを発揮できなくなるおそれが生じている。

また、霞ヶ浦の水質については、汚濁の進行 は抑えられているが、大幅な改善には至ってお らず、一層の取り組みが必要である。

このため、県では、20年度から、森林湖沼環境税を導入し、森林の保全整備や湖沼・河川の水質保全のための施策を重点的に実施している。

#### 1 23年度事業実績

# (1) 森林の保全・整備

ア 森林環境保全のための適正な森林整備の 推進

#### (ア) 森林機能緊急回復整備事業

緊急に間伐を行う必要があると判定された荒 廃した森林のうち、水源かん養機能または山地 災害防止機能が高い森林の間伐作業に対する助 成を行った。また、効率的な間伐実施のために 必要な作業道の開設や、間伐実施の調整等を行 う間伐推進員の配置に対する助成を行った。

#### (イ) 身近なみどり整備推進事業

都市化に伴う開発や手入れ不足などにより,減少と荒廃が進んでいる平地林・里山林について,地域住民等が主体となって行う保全と整備に対し助成し,快適で豊かな森林環境づくりを推進した。

# (ウ) 森林づくり推進体制整備事業

林業従事者の減少や高齢化が進み、間伐など の森林整備を担う林業労働力の不足が危惧され ることから、高性能林業機械のレンタル経費に 助成し、森林整備に必要な労働力を確保した。

#### (エ) 県産材流通・加工体制整備事業

ラミナ集成材工場の整備に助成し、未利用間 伐材等の県産材の利用促進を図り、間伐等の森 林整備を促進した。

## イ いばらき木づかい運動の推進

#### (ア) いばらき木づかいの家推進事業

住宅建築は、木材需要の多くを占めていることから、県産材を使用した木造住宅の建築に助成を行うことにより、県産材の利用を促進した。 (イ) いばらき木づかい環境整備事業

公共施設の木造化や、木製机・椅子などの導入 に助成し、県民に木の良さや木材利用の意義につい て理解していただき、県産材の利用促進を図った。

# ウ 県民協働による森林づくりの推進 (ア) いばらきの森普及啓発事業

森林の働きや重要性、林業の果たす役割、木づかいが森林整備につながること、森林湖沼環境税導入の意義や使途などについて、広く県民の理解を得るために、パンフレットの作成・配布やイベントを通じて普及啓発を行うほか、森林づくりや森林環境学習の活動を行う団体に対し助成を行った。

#### (イ) 森林環境教育推進事業

次代を担う子どもたちが、森林内での自然観察や体験活動などを通じて、森林の持つ様々な働きについて理解を深め、健全な心身の成長に資するよう、森林環境教育の推進を図った。

# (2) 湖沼・河川の水質保全

ア 生活排水などの汚濁負荷量の削減(点源 対策)

#### (ア) 霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業

湖沼の富栄養化の要因となる窒素・りんを通常型より多く除去できる高度処理型浄化槽の設置を促進するため、設置者の負担額が通常型浄化槽と同等になるよう上乗せ補助を行った。

また,生活排水を未処理のまま放流している 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を 促進するため,単独処理浄化槽の撤去費用につ いて補助を行った。



霞ヶ浦湖上体験スクール

 $\Diamond$ 

# (イ) 湖沼水質浄化下水道接続支援事業,農業集落排水施設接続支援事業

下水道及び農業集落排水施設への接続を促進 するため、市町村が行う接続補助に対して上乗 せ補助を行った。

# (ウ) 霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業

工場・事業場の排水基準の遵守徹底のため, 水質保全相談指導員を計10名配置し,工場・事業場の立入検査等を実施した。

# (エ) 霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策 事業

畜産系負荷を軽減するため,家畜排せつ物堆 肥化施設等の整備に対し補助を行った。

# (オ) 畜産バイオマス燃料化推進モデル事業

家畜排せつ物の燃料化に関する技術の調査・ 検討を行った。

#### (カ) 畜産排水処理対策モデル事業

畜産排水を処理・放流する技術の調査・検討 を行った。

# イ 農地からの流出水への新たな対策(面源 対策)

# (ア) 農業排水再生プロジェクト事業

霞ヶ浦湖岸の水田からの農業排水を用水として循環させ、負荷を軽減するとともに、遊休化 した谷津田において、水田の持つ浄化機能を活 用した窒素負荷の削減を図った。

#### (イ) 霞ヶ浦水質環境改善事業

植物プランクトンの増殖抑制対策のための研究など水質改善に向けた試験研究を行った。

# (ウ) 水田活用直接浄化対策事業

調整水田を活用して表流水の窒素除去を行う 生産者に対して補助などを行った。

# ウ 県民参加による水質保全活動の推進(県 民意識の醸成)

# (ア) 霞ヶ浦・北浦水質保全市民活動支援事業

市民活動を促進するため、環境保全活動や環境学習などに必要な活動資機材の無料貸出し及び市民団体への活動費補助を実施し、市民活動の活性化を図った。

#### (イ) 霞ヶ浦環境体験学習推進事業

子どもの頃から水辺環境に親しみ、水環境保全の重要性を学ぶため、県内小中学生を対象とした霞ヶ浦湖上体験スクールを実施し、霞ヶ浦の現状や対策についての理解と水環境保全意識の醸成を図った。

#### (ウ) 漁業環境・牛態系保全活動支援事業

漁業者等による植生(ヨシ)帯への保全活動 に対する支援を行った。

	事業名	整備量	
(			
ア	ア 森林環境保全のための適正な森林整備の推進		
	(ア) 森林機能緊急回復整備事業	<ul><li>・間伐実施面積</li><li>・作業道開設延長</li><li>・間伐推進員配置人数(延べ)</li></ul>	1,413 ha 88,875 m 2,240 人日
	(イ) 身近なみどり整備推進事業	<ul><li>・平地林・里山林整備面積</li></ul>	262 ha
	(ウ) 森林づくり推進体制整備事業	・高性能林業機械のレンタル補助	延べ 88 か月分
	(工) 県産材流通·加工体制整備事業	・ラミナ製材工場の整備補助	1施設

	事業名	整 備 量	
イ いばらき木づかい運動の推進			
	(ア) いばらき木づかいの家推進事業	<ul><li>新築木造住宅の建築補助 通常分 震災枠</li></ul>	300 戸 23 戸
	(イ) いばらき木づかい環境整備事業	<ul><li>・県・市町村等施設の木造化・木質化</li><li>・小学校,幼稚園等の木製品の導入助成</li></ul>	8 箇所 41 箇所
ゥ	県民協働による森林づくりの推進		
	(ア) いばらきの森普及啓発事業	<ul><li>・県広報紙「ひばり」特集記事掲載</li><li>・パンフレット作成</li><li>・森林づくりなどの活動補助</li></ul>	30,000 部 20 団体
	(イ) 森林環境教育推進事業	・子どもの森の整備 ・小学生と保護者を対象とした体験学 習参加人数	12 校 415 人
(	2) 湖沼・河川の水質保全		
ア	ア 生活排水などの汚濁負荷量の削減(点源対策)		
	(ア) 霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽 補助事業	• 高度処理型浄化槽設置補助 • 単独処理槽撤去補助	1,336 基 593 基
	(イ) 湖沼水質浄化下水道接続支援事業, 農業集落排水施設接続支援事業	<ul><li>下水道接続補助</li><li>農業集落排水施設接続補助</li></ul>	751 件 125 件
	(ウ) 霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策 事業	<ul><li>・水質保全相談指導員の配置</li><li>・立入検査</li></ul>	10 名 481 事業所
	(工) 霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特 別対策事業	•家畜排せつ物の堆肥化施設等の整備 補助	12 箇所
	(オ) 畜産バイオマス燃料化推進モデ ル事業	・燃料化のために必要な処理方法を調剤	査・検討
	(カ) 畜産排水処理対策モデル事業	・し尿処理施設での試験 ・簡易施設での試験	1 箇所 1 箇所

	事業名	整備量	
1	イ 農地からの流出水への新たな対策(面源対策)		
	(ア) 農業排水再生プロジェクト事業	・循環かんがい実施箇所数       30 箇所         ・谷津田利用湛水池       9 箇所         (遊休化した谷津田での水質浄化)	
	(イ) 霞ヶ浦・水質環境改善事業	・水質改善に向けた試験研究	
	(ウ) 水田活用直接浄化対策事業	・調整水田を活用した河川の窒素除去補助 0.3 ヘクタール	
ウ	ウ 県民参加による水質保全活動の推進(県民意識の醸成)		
	(ア) 県民参加水質保全活動推進事業	•補助団体       20 団体         •霞ヶ浦湖上体験スクール       8,264 人	
	(イ) 漁場環境・生態系保全活動支援 事業	• 支援団体       1 地域協議会         5 活動組織	

# 2 効果

# (1) 森林の保全・整備

間伐や平地林・里山林を整備したことにより、 2,726 炭素トン (CO<sub>2</sub> 換算で、9,995 トン) の炭 素吸収効果があった。

県民の皆さんに森林の大切さや木の良さを理解していただき,「県民全体で森林を守り育てていこう」という意識の醸成を図ることができた。

#### (2) 湖沼・河川の水質保全

高度処理型浄化槽の補助の拡充及び下水道等への接続支援等により、霞ヶ浦などに流入する負荷量を、年間のCODで約53トン、窒素で約41.1トン、りんで約1.97トン削減することができた。

また、農業排水再生プロジェクト事業により、流入負荷量を、年間のCODで約 15トン、窒素で約 4.4トン、りんで約 0.50トン削減することができた。

このほか、霞ヶ浦・北浦水質保全市民活動支援事業及び霞ヶ浦環境体験学習推進事業により、県民全体の水環境保全意識の醸成を図ることができた。



子どもたちへの森林環境教育